

いじめ重大事態に関する調査結果の公表ガイドライン

飯能市教育委員会

令和7年4月

第1 はじめに

本ガイドラインは、飯能市（以下「市」という。）内の小中学校において、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に定める重大事態が発生し、飯能市いじめ問題専門委員会条例（平成27年条例第11号）第2条に基づき飯能市いじめ問題対策委員会（以下「調査委員会」という。）が調査審議を行った場合において、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省令和6年8月改訂版。以下「文科省ガイドライン」という。）にのっとり、当該調査結果を公表するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

第2 公表の目的及び意義

1 目的

調査結果の公表について、児童生徒の健やかな成長と再発防止を含むいじめ防止対策の実効性のある取組に資することを目的とする。

2 意義

調査結果の公表については、法令上の規定はなく、文科省ガイドラインで公表が望ましいこと、公表する場合の方法等が示されているにとどまる。市としては、いじめの事実解明のみならず、同種の事案の再発防止や学校及び教育委員会の対応の検証を調査の重要な目的に位置付けていることに鑑み、公表することには以下の意義があると考ええる。

1. 社会全体でいじめの問題を考えていく契機とすること。
2. 学校、家庭、地域が各々の役割を再認識し、かつ連携して、いじめ防止に向けた風通しのよい教育環境を創り上げること。
3. 学校及び教育委員会が当事者として事実に向き合い、児童生徒の健全な育成を第一に考えた指導体制・教育行政の推進に活かすこと。
4. 家庭教育の重要性を自覚し、情操・道徳性・対人交流能力の育成を促す家庭教育の充実に寄与すること。
5. 調査委員会の公正性・中立性を担保し、調査結果の信頼性を保つこと。

第3 公表の方法、内容、手順及び期間

1 公表方法

調査結果の公表は、飯能市教育委員会ホームページに掲載する方法により行うものとする。

2 公表内容

調査結果の内容は、調査委員会が作成した「調査報告書」の概要をまとめた「調査報告書公表版」を作成し、公表する。

3 公表手順

調査委員会による「調査報告書」の作成後、市は公表に関する本ガイドラインを対象児童生徒及び保護者に説明し、公表の意向を確認する。なお、どちらかが公表を望まない場合には、公表しない。

4 公表期間

公表期間は、公表した日から6か月までとする。ただし、公表期間中に対象児童生徒又は保護者のどちらかが公表の取りやめを希望する旨の意思を市に提示した場合及び公表の継続が困難な事情が生じた場合には、公表を取りやめるものとする。なお、当初から公表しないこととした場合においては、原則として公表の再検討は行わない。

第4 個人情報等の保護

調査報告書の公表に当たり、個人情報の保護の観点から非公開とする情報については、個人情報保護法第78条及び飯能市情報公開条例第5条の規定に基づき判断を行う。また、次に掲げる情報については、対象児童生徒及び保護者並びに関係者に多大な影響を及ぼすことが考えられることから、必要最低限度の範囲において非公開とする。

1. いじめの行為に関する具体的な内容並びに児童生徒及び関係者からの聞き取りの内容
2. 児童生徒を対象に行ったアンケートのうち、特定の個人が識別できる部分
3. 特定の個人を識別することはできないが、一定の範囲で学校情報や生活情報を共有する同じ学校の保護者や地域住民等が閲覧することで、個人が特定されたり、日頃の人間関係の状況や内心を知られたりすることで個人の権利利益を害するおそれがあるもの
4. インターネット上での情報拡散と更なる投稿・転載が繰り返される状況が起こり、興味本位の書き込みや誹謗中傷による重篤な人権侵害と児童生徒等の成長を阻害する状況が生じかねない内容